

保育の必要性の認定に関する基準について

平成26年7月22日

福祉問題審議会資料

こども政策課

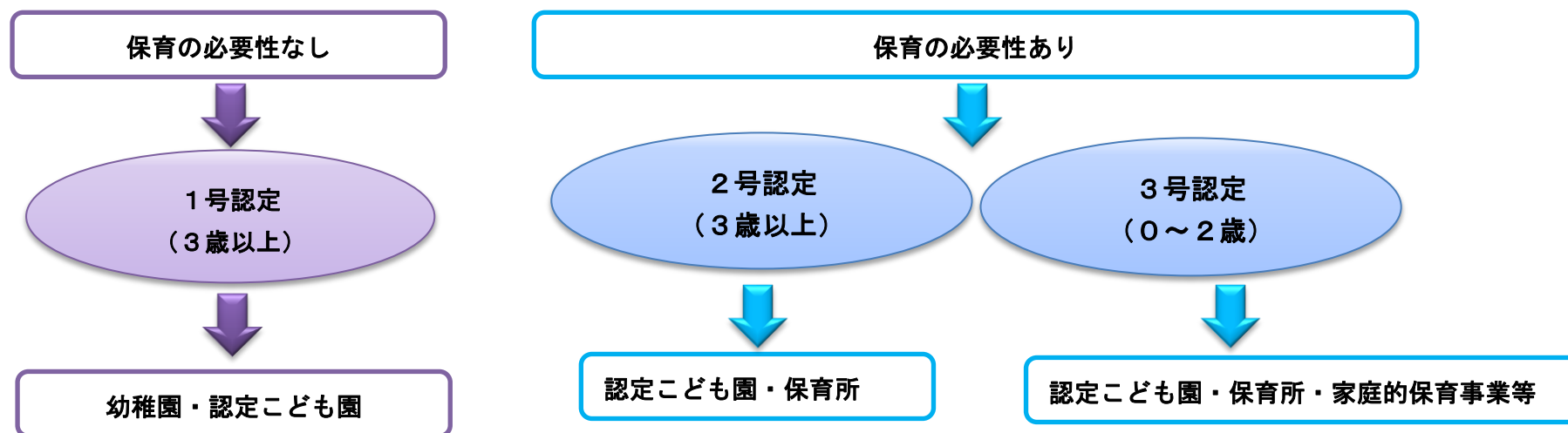
1. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき保育の必要性や子どもの認定区分※1等を決定し、認定を受けた子どもが利用する施設に市町村からの財政支援として給付をする仕組みとなった。保育の必要性の認定にあたっては、国が定める子ども・子育て支援法施行規則に基づき、市町村が定めることとされたものについて、基準を示す。

なお、保育の必要性の認定では、①「保育の必要性の事由」（保護者の就労、疾病など）、②「認定区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分）、③「優先利用」を勘案して判断する。また、現行では「保育に欠ける」要件とされていたものが、新制度では「保育を必要とする」要件と表現が改められた。

保育の必要性の認定に関して、市町村が定めるべきものは、就労の事由に関する下限時間及び各事由に類するものとして市町村が定める事由等の極めて限定的であることから、法形式は必ずしも条例で定める必要はないとされたため、本市では規則及び運用基準等で定めることとする。

※1（子どもの認定区分）



2. 習志野市の保育の必要性の認定に関する基準を定める規則（案）について

本市の規則において定める事項は、概ね以下のとおりとし、そのほかに保育の必要性の認定に関し必要な様式等を定めることとする。

項目	本市の基準（案）
保育の必要性の事由	<p>保育の必要性の認定に係る事由について、小学校就学前の子どもの保護者いずれもが、次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 1月において、64時間以上労働することを常態とすること。（原則、1日4時間以上及び月16日以上とする。）</p> <p>② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。</p> <p>④ 同居の親族（長期期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</p> <p>⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>⑥ 求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。</p> <p>⑦ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア：学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>イ：公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練、又は認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>⑧ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア：児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <p>イ：配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。</p> <p>⑨ 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>⑩ その他、上記に類する状態として市が認める事由に該当すること</p>

【補足】

①の就労の下限時間については、市町村が地域の就労実態に応じて定めることとなっている。本市の待機児童の現状を勘案すると、就労時間の短いケースが保育所、こども園へ入所することは困難であることから、**現行の1日4時間以上及び月16日以上を引き継ぐものとして、月64時間以上とする。**なお、64時間未満の就労に対しては、新制度のもとで行われる多種多様な保育サービスを提供することにより、対応したいと考えている。また、下限時間については、今後の社会情勢や待機児童数の変化による保育需要の変動等により、必要に応じて適宜検討することとする。

3. そのほか運用基準等で定めること

優先利用については、国の示す例示を現状との比較及び検討しながら、運用基準を定めることとする。

項目	国の示す例示
優先利用	優先利用の対象として考えられる事項の例 (実施主体である市町村でそれぞれ検討・運用) ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④児童虐待やDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業などの卒園児童 ⑨その他市町村が定める事由